

仕 様 書

- 1 件名 SPECT-CT 一式の購入
- 2 品名及び数量 SPECT-CT 一式
- 3 構成要求要件 別紙1「調達物品に備えるべき技術的要件・仕様等（基本的使用項目）」
- 4 納入期限 令和8年10月31日
- 5 納入場所 名古屋市千種区若水一丁目2番23号
名古屋市立大学医学部附属東部医療センター
- 6 納入条件
 - (1) 納入に当たり、調達物品等の搬入、撤去、結線、設定及び調整等に関しては、名古屋市立大学医学部附属東部医療センター（以下「病院」という。）担当者の指示に従うとともに、必要に応じて協議し、十分調整を行った上で実施すること。
 - (2) 機器の設置に伴う設置費（装置の搬入、据え付け、配線、調整、これらに係るすべての付帯工事費用）、配送費を本体価格に含むこと。また、付帯設備の変更が必要な場合は、事前承認をとること。なお、給電・給水・照明等設備の変更が必要な場合は、承認後着工するものとし、設置工事・内装工事及び設備の変更（契約電力の変更は除く）に係る費用はこの契約の相手方（以下契約業者という。）の負担とする。
 - (3) 病院において稼働している病院情報システム等との接続費用（病院情報システム側の接続・改修費用も含む）が発生する場合、その接続に伴う費用一切を本体価格に含むこと。
 - (4) 納品までの間に、同一の製造業者により上位互換の機種が開発され、選定機種と同等以上の性能を有し、設置条件等に変更が生じない場合、速やかにその情報を病院へ提供し、最新の仕様で設置すること。
 - (5) 入札機器のうち医療器具に関しては、入札時点で「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に定められている製造の承認を得ている物品であること。
 - (6) 入札機器は入札時点で製品化されていること。
- 7 指定場所への納入等
 - (1) 装置の搬入及び動作確認は、納期までに終えること。また、搬送、納入及び動作確認等に要する費用については契約業者の負担とする。なお、必要に応じて各調達物品の納入期限及び搬入等の一連の作業スケジュールを病院担当者と協議し決定すること。
 - (2) 搬入の際には契約業者の立会いのもと、病院の施設に損傷を与えないよう十分な注意を払うように努め、必要に応じ納入経路に養生等を施すこと。また、万一、病院の建物及び設備等に損傷を与えた場合は、契約業者の責任において原状に復すること。
- 8 動作確認
設置された調達物品は、使用できる状態に調整して引き渡すこと。また、動作確認に要する費用は、契約業者の負担とする。

9 検査

- (1) 調達物品の納入・設置を完了した後、完了検査を行う。
- (2) 完了検査は、次のとおり行う。
 - ア 調達物品の納入を完了したときは、病院が指定する検査員（以下「検査員」という。）に報告し、検査員の指定する日に完了検査を受けること。完了検査の際は、作動させて機能の確認を行うことがある。機器構成、銘柄型番の表示、性能機能等について説明できる者が立ち会うこと。
 - イ 完了検査を受けた後、直ちに納品書を東部医療センター経営課経営係に提出すること。
 - ウ 完了検査において合格と認められないときは、契約業者は検査員の指定する期日までに調達物品の取替え又は補正を行うこと。
- (3) 契約業者は、検査員の検査に係る指示に従うものとし、検査員から調達物品についての説明、資料提出等を求められた場合は、速やかに応じるものとする。前2号の検査以外にも、履行の確保等のため検査員が必要と判断した場合は、中間検査を実施することがある。
- (4) 納品書の提出等検査に直接要する費用と検査のため変形、変質、消耗又はき損した調達物品の損失はすべて契約業者の負担とする。

10 既設装置撤去及び処分

- (1) 現行使用機本体及び付帯装置等の撤去、搬出及び処分については、病院の診療業務に支障をきたさないよう病院担当者の指示によること。
- (2) 機器の撤去、搬出及び処分については、売渡人において行うこと。また、これにかかる費用は売渡人の負担とする。

11 保証

調達物品の引渡し後、1年間を無償保証期間とすること。

また、リコール等の機器やそれを構成する部品に重大な瑕疵が発見されたときは、メーカー保証期間内であるかどうか、また、現に障害が発生しているか否かにかかわらず、必要に応じて部品の交換や代替機器との取替え等は無償で行うこと。

12 妨害又は不当要求に対する届出義務

- (1) 契約業者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、本学へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 契約業者が前号に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前号の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

13 その他

- (1) 調達物品の取扱いに関して、導入時に病院職員の教育・訓練を行うこと。
- (2) 詳細については、病院担当者の指示に従うこと。
- (3) 契約締結後、機器の仕様等を変更する必要がある場合は、病院担当者との協議し決定すること。

- (4) 納入物品の梱包材や病院担当者が不要と判断する機器の添付品等については、契約業者が引き取ること。
- (5) 別紙2「グリーン配送に関する特記仕様書」及び別紙3「情報取扱注意項目」を遵守すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項等については、病院担当者と協議し決定すること。

調達物品に備えるべき技術的要件・仕様等（基本的仕様項目）

1. 品目

SPECT/CT 装置

2. 購入目的

対象機器は、患者に放射性医薬品を投与し、代謝機能を画像化する装置である。現行機種は、2024年12月にサポートエンドを迎え、修理困難な状況になりつつある。当院は心血管、脳血管センター、がん診療連携拠点病院と幅広い診療を提供する必要があるため、あらゆる検査に対応可能な汎用性が高い装置が必要となる。

3. 基本構成

SPECT/CT 装置 一式

SPECT/CT 装置 1 式

1. 装置本体 1 式

1.1 SPECT

1.2 CT

1.3 寝台

1.4 コリメータ

2. 操作コンソール 1 式

3. ソフトウェア 1 式

3.1 データ収集機能

3.2 データ解析機能

4. 付属品・周辺備品 1 式

5. 接続費用

6. 搬入・据付費用

7. X線漏洩線量測定費用

8. 改修工事費用

9. 空調設備工事費用

10. 既存装置撤去作業および廃棄事務手続代行作業費用

11. 撤去品汚染検査

4. 機器仕様

SPECT/CT システムは以下の要件を満たすこと

1. SPECT 部分に関し、以下の要件を満たすこと。

- (ア) 検出器は、2 個以上の構造を有すること。
- (イ) 検出器素材は、NaI であること。
- (ウ) 体軸方向有効視野は 380mm 以上であること。
- (エ) SPECT 断面内 FOV は 530mm 以上であること。
- (オ) ブレインリーチは 7.8cm 以下であること。
- (カ) ガンマカメラ部の最大開口径は、コリメータ装着時に 70cm 以上であること。
- (キ) エネルギー分解能は 9.9% (FWHM UFOV) 以下であること。
- (ク) 収集エネルギー幅は 40~250keV を含むこと。
- (ケ) 最高計数率は全検出器合計で 920 kcps 以上であること。
- (コ) 検出器に自動近接機構を備えること。
- (サ) ガントリでの操作はタッチパネル方式またはコントローラで行えること。
- (シ) 内蔵型 ECG モニタを有すること。また、位置決めモニタに心電図波形が表示されること。

2. CT 部分に関し、以下の要件を満たすこと。

- (ア) 診断用 CT として、CT 単独撮影する機能を有すること。
- (イ) データ収集システム(DAS)数は、16 列以上であること。
- (ウ) 最短フルスキャンは 0.5 秒以下であること。
- (エ) 管電圧は 80~140kV の間で選択できること。
- (オ) 陽極蓄積熱容量は 3.5MHU 以上であること。
- (カ) 最大冷却効率、840kHU/min 以上であること。
- (キ) 最大管電流は 240mA 以上の出力ができること。
- (ク) 患者体格に応じた自動管電流制御機能を有すること。
- (ケ) ピッチファクターは 0.05 きざみで自動設定される機能、もしくは検査目的に応じた最適ピッチを 4 つ以上選択可能な機能を有すること。
- (コ) X 線管には、付加フィルターとして Tin Filter を有すること。もしくは CT 画像有効断面積に依存することなく CT 最速撮影スピードが 70mm/sec 以上であること。
- (サ) Raw データを用いた逐次近似再構成機能を有すること。
- (シ) 金属アーチファクトを低減する再構成機能を有すること。

3. 寝台部分に関し、以下の要件を満たすこと。

- (ア) たわみ防止のため、ガンマカメラの後方に体軸方向に移動する天板支えがあること。または位置ずれ対策機能として、非剛体レジストレーションに対応するワークステーション(MIM Maestro と同等品)を有すること。
- (イ) 寝台内に検査範囲を事前に設定するための機能を有すること。

- (ウ) 寝台内に心電計を有していること。
- (エ) 核医学画像の最大撮像範囲は 200 cm 以上、SPECT/CT 最大撮像範囲は 180cm 以上であること。
- (オ) 寝台の最大荷重は 220kg 以上であること。また二重天板構造であること。
- (カ) 寝台最低高は 60cm 以下であること。

4. コリメータ部分に関し、以下の要件を満たすこと。

- (ア) Tc-99m, Tl-201 の検査に対応するコリメータを有すること。
- (イ) I-123, In-111, Ga-67(2 ピーク)の検査に対応するコリメータを有すること。
- (ウ) I-131 の検査に対応するコリメータを有すること。ただし、既存装置のコリメータが、本調達における機器設置以降 10 年に渡り使用可能な状態あれば流用可とする。
- (エ) 超短時間心臓撮像専用のコリメータを有すること。
- (オ) コリメータカートは必要数有すること。
- (カ) コリメータ交換に、寝台移動・カート移動が不要な全自動交換機能を有すること。または、用意するコリメータカートの重量が 70kg 以下で容易に移動が可能であること。

5. 操作コンソールに関し、以下の要件を満たすこと。

- (ア) 基本 OS は、据付時に導入可能な最新の製品を用意すること。
- (イ) メインメモリー容量は 900GB 以上を有すること。
- (ウ) 磁気ディスク容量は、8GB 以上を有すること。
- (エ) コンソールモニタは解像度が 1280×1024 以上の 24 インチ以上の液晶デュアルモニターを装備すること。
- (オ) 収集機能と解析(処理)機能はオペレーションコンソール 1 台で稼働し、1 組のキーボード・マウスで操作が可能であること。または解析 (処理) 用のワークステーションを用意すること。
- (カ) エラーメッセージは日本語または英語で表示できること。
- (キ) DICOM 規格に準拠した、MWM、Storage、Query/Retrieve、Print 機能を有すること。

6. データ収集機能に関し、以下の要件を満たすこと。

- (ア) リストモード収集機能を有すること。
- (イ) SPECT 収集およびスタティック (プラナー) 収集機能を有すること。
- (ウ) ホールボディ SPECT 収集およびホールボディ (プラナー) 収集機能を有すること。
- (エ) 心電図同期 SPECT 収集および心電図同期 (プラナー) 収集機能を有すること。
- (オ) ダイナミック SPECT 収集およびダイナミック (プラナー) 収集機能を有すること。
- (カ) デバイスレスで呼吸性体動を補正する機能を有すること。もしくはサイノグラムベースの体動補正機能を有すること。
- (キ) 収集において赤外線自動近接収集機能を有すること。

7. データ解析機能に関し、以下の要件を満たすこと。

- (ア) OSEM を用いた画像再構成機能を有すること。

- (イ) コリメータ開口補正機能を有すること。
- (ウ) 体動補正機能を有すること。
- (エ) 散乱・減弱補正を組み込んだ OSEM 画像再構成機能を有すること。
- (オ) 脳血流解析機能を有すること。
- (カ) 甲状腺解析機能を有すること。
- (キ) 唾液腺解析機能を有すること。
- (ク) 消化管出血解析機能を有すること。
- (ケ) Cedars QGS・QPS・QBS(ver2017 以上)の心臓解析機能を有すること。
- (コ) 肺解析機能を有すること。
- (サ) 肝胆道解析機能を有すること。
- (シ) 腎レノグラム解析機能を有すること。
- (ス) CT 画像を ZoneMap に変換することによる高分解能骨 SPECT 画像再構成機能 xSPECT Bone を有すること。
- (セ) SPECT 画像と CT/MRI 画像との自動位置合わせ機能を有すること。
- (ソ) アノテーション表示機能を有すること。
- (タ) SPECT 画像において SPECT 計数率(Count/sec) から Bq/ml や SUV への単位変換する機能を有すること。
- (チ) 定量解析ワークステーションとして、JMAC 社製 XTREK サーバータイプを有すること。
- (ツ) 定量解析ワークステーションの機能として、同一 Study に高分解能画像と高定量性画像が存在する場合、高定量性画像から得た値 (SUV の最大値、平均値および SUVPeak、MTV 値、TLG 値、体積) を高分解能画像上に表示する機能を有すること。その際、高定量性画像は同一ウィンドウに表示しないこと。
- (テ) 解析結果出力フォーマットについては、病院担当者と協議の上、出力調整を行うこと。

8. 付属品・周辺備品に関し、以下の要件を満たすこと。

- (ア) 装置調整に必要な装置メーカー専用ファントムを有すること。
- (イ) 画質評価用に必要な装置メーカー専用ファントムを有すること。
- (ウ) 温湿度計を有すること。
- (エ) ボディラップ型患者固定用ベルトを二式有すること。
- (オ) ヘッドレストを有すること。
- (カ) 正常な装置稼働を維持するため、十分な機能を有した除湿機を必要数設置すること。
- (キ) 解析装置を設置するテーブル一台と椅子二脚を有すること。設置の際は、担当者と協議の上、決定すること。
- (ク) 検査室用固定ドーム型監視カメラを 2 台有すること。出力する液晶モニタ 2 台の配置場所については担当者と協議の上、決定すること。
- (ケ) 運動負荷心電図測定装置一式を有すること。また、当該装置の設置調整と生理検査システムとの連携については、売渡人が負担すること。
- (コ) (ケ) のシステムには架台一式を有すること。

- (サ) (ケ) のシステムにはバッテリーパック一式を有すること。
- (シ) (ケ) のシステムには SpO2 アダプター一式を有すること。
- (ス) (ケ) のシステムにはフィンガープローブ一式を有すること。
- (セ) (ケ) のシステムにはハンドヘルド・バーコードレーザースキャナー一式を有すること。
- (ソ) (ケ) のシステムには SD メモリーカード一式を有すること。
- (タ) 運動負荷用自動血圧計一式を有すること。
- (チ) 心電計用紙一式を有すること。
- (ツ) ビトロード一式を有すること。
- (テ) 汚染時予備用にカフ二式を有すること。
- (ト) 運動負荷心筋シンチ用エルゴメーター一式を有すること。また接続に必要なケーブル類は売渡人が負担すること。
- (ナ) 画像解析用デスクトップ型 PC と 24 インチ液晶ディスプレイを一式有すること。既存装置と同様に、導入する SPECT/CT と運用が可能であること。
- (ニ) 画像データおよび生データ保存用外付記録媒体を有すること。
- (ヌ) ロール紙を三式有すること。
- (ネ) 吸引式小児固定具を一式有すること。

9. 機器との接続に関し、以下の要件を満たすこと。

- (ア) DICOM 規格に準拠した、MWM、Storage、Query/Retrieve、Print 機能および RDSR 等の各種サービスクラスを全てサポートしていること
- (イ) 操作コンソールにて、既存 PACS サーバ (MGW 含む) への Query/Retrieve、Storage が可能であること。
- (ウ) 既存 RIS システムと MWM 連携が可能であること。
- (エ) 8 (ナ) で設置する画像解析用 PC において、画像解析ができる形式でデータ運用が可能であること。
- (オ) 病院既設のカラーレーザープリンターにネットワーク接続が可能であること。
- (カ) 病院既設の X 線線量情報一元管理システムと接続し、機能すること。その費用については売渡人の負担とすること。
- (キ) 8 (ニ) で設置する画像データおよび生データ保存用外付記録媒体と接続し、機能すること。
- (ク) 上記 9 (ア) から (キ) における設定、接続について、事前に病院担当者と協議の上進めること。
- (ケ) 本仕様書に示した各機器がネットワーク上で適正に作動するために必要なケーブル及びコネクタ類等の機器類(ソフトウェアも含む。)は、仕様書に記載がなくとも売渡人の負担で整備すること。また、各機器の動作確認及び装置全体の動作確認を行うこと。
- (コ) 画像サーバ及びネットワークへの負荷により、クライアント及び配信システムの動作に障害が生じた場合には対応策を講じること。
- (サ) すべての配線について、タグ等を使用して接続先等を明示し、接続ポートに対応する機器と設定の一覧表を作成し提出すること。

- (シ) 取得した各モダリティ装置のライセンス(IP アドレス、AE タイトル、PORT 番号等)は、本大学のものとする
- (ス) 本装置(付属品も含む)における病院の情報システム等に関する接続ライセンス費用は、将来にわたり本契約に含まれるものとする

10. 搬入据付工事に関し、以下の要件を満たすこと。

- (ア) 設置場所については病院担当者の指示によること。
- (イ) 装置据付に起因する撮影室や操作室の室内改修及び病院側で整備する空調設備や電気設備等の改修が必要な場合は、売渡人の負担で整備すること。
- (ウ) 病院施設側電源設備を含め必要な電源設備、給排水設備、配管設備があれば売渡人において用意すること。なお、モニタに係る検査室と操作室間の映像信号の送受信に必要なケーブル、端子、コンセントボックスは売渡人において整備すること。検査室及び操作室内にケーブルが露出する場合は、モール等により配線を覆うこと。天井内に配線する場合は、必要に応じて点検口を整備すること。必要なケーブル、端子、コンセントボックスの種類、数量、設置位置やケーブルの配線ルート等については病院側と協議の上、決定すること。
- (エ) 操作室の壁にモニタを固定するための強度補強を施行すること。
- (オ) 装置の搬入、据付、配管、配線、調整及び既存設備との接続については、病院の診療業務や他の据付工事等に支障をきたさないよう病院担当者との協議の上、その指示によること。また、搬入の際には売渡人が立ち会い、病院の施設に損傷を与えないよう十分な注意を払うように務め、必要があれば搬入経路に養生等を施すこと。また、万一、病院の建物、設備等に損傷を与えた場合は、売渡人の責任において原状に復するものとする。
- (カ) 装置使用の如何にかかわらず温度及び湿度による装置への悪影響を回避するため、一定の温度及び湿度を確保できない場合には空調機器及び除湿機を設置し対応すること。また、設置にあたっては、本装置(付属品も含む。)の水漏れ事故等による破損を回避するための対策を行うこと。
- (キ) 工事が必要な場合は、納期、工事期間のスケジュールの打ち合わせを事前に行い、施工前に施工図面及び施工計画書を病院側に提出してその承認を得ること。
- (ク) 必要に応じて防火区画や放射線防護区画等を貫通配線する場合は、貫通個所に適法な処置を施すこと。なお、放射線防護区画については、病院側で整備する天井と床のコンクリートスラブ及び鉛ボード壁にて確保している。
- (ケ) X線遮蔽計算、漏えい線量測定を実施し、法適合性を担保すること。なお、諸法適合性の担保のため改修工事の必要性が生じた場合は、売渡人の負担で実施すること。
- (コ) 上記 10 (ア) から (ケ) までに、不都合が生じた場合は病院担当者の指示に従うこと。

11. 保守体制

- (ア) 納入検査確認日から1か年までの期間を無償保証期間とすること。
- (イ) 本装置が正常、円滑かつ高精度に動作するように無償保証期間内については、無償で定期的に点検、調整、ソフトウェアを含めた改良を行うこと。また、装置の不良にあつてはこの期間に限らず同対応を継続するものとする。

- (ウ) 無償保証期間終了前の点検は、装置設置時と同等の総合的定期点検を行うこと。また、周辺機器を含め10年間は部品を確保すること。
- (エ) 障害時において復旧のための通報を受けてから可能な限り速やかに現場にて対応できる体制を有すること。
- (オ) 年間を通じて24時間連絡が取れる体制を有すること。
- (カ) 定期的な点検を実施できる体制を有すること。
- (キ) 無償保証期間内にシステムのバージョンアップがあった場合は無償で行うこと。
- (ク) 装置の運用を円滑に実現するための技術的サポートを行うこと。
- (ケ) 病院が本装置を使用している限り、必要な消耗品の確保および故障時等の対応について責任を持つこと。
- (コ) 保守点検契約内容にかかわらず専用回線等の通信回線によるオンラインサポートを実施すること。なお通信回線は病院担当者と十分協議した上で、売渡人の責任において敷設すること。
- (サ) 売渡人は、契約時、保守契約費用(定期点検費用およびフルメンテナンス費用等)を提示すること。また、その提示した費用にて各年度、選択的な保守契約に応じること。

12. 教育体制

- (ア) 教育訓練及び取り扱い説明については、病院が指定する日時、場所で行うこと。また、無償保証期間については、随時無償対応すること。
- (イ) 装置稼動後も必要に応じて操作指導者を派遣し、操作トレーニングを行うこと。
- (ウ) 各装置の操作マニュアルは、日本語版を各2部提出すること。

13. その他

- (ア) 装置に関し必要な耐震対策を講じること。
- (イ) 装置の必要に応じ無停電電源装置(UPS)及び冷却装置を設置すること。
- (ウ) 装置納入決定後に新たに必要と思われる周辺機器が生じた場合、売渡人は協議に応ずること。
- (エ) 受注後、詳細設計図面等を速やかに提出するとともに、契約担当者、工事監督員、設計管理者および施行業者との連絡を密にし、機器設置(導入)に関わる必要事項について詳細な打ち合わせを行うこと。
- (オ) 機器搬入出及び据付け工事のスケジュール表を事前に提出し、承認を得ること。
- (カ) 関係官庁への設置申請及び精度確認のための諸検査および手続作業等を行い、その費用は売渡人の負担とする。
- (キ) 付帯設備の変更が必要な場合は、事前承認を得ること。なお、給電、給水、照明等設備の変更が必要な場合は、承認後着工するものとし、設置工事、内装工事及び設備の変更に関わる費用は、売渡人の負担とする。
- (ク) 売渡人にて納入する本体及び付属品は、据付時期の最新バージョンにて設置すること。また、納入時における保険診療上の施設基準等を満たす仕様であること。
- (ケ) その他、本仕様書に記載のない事項については、適宜、病院担当者との協議に応じること。

グリーン配送に関する特記仕様書

(基本事項)

第1 この契約の相手方（以下「契約業者」という。）は、本契約にかかる公立大学法人名古屋市立大学（以下「本学」という。）への物品の納入に、自動車（二輪自動車を除く。）を使用する場合、グリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は、契約業者から委託を受けて物品の納入を行う事業者（以下「納入業者」という。）に、グリーン配送を実施させるよう努めなければならない。

注 「グリーン配送」とは、本学が締結する物品の買入れ契約（印刷の発注を含む。）及び物品の借入れ契約において、自動車（二輪自動車を除く。）を使用して物品の納入を行うとする事業者（契約の相手方（以下「契約業者」という。）で自ら物品の納入を行う者又は契約業者から委託を受けて物品の納入を行う者（以下「納入業者」という。))が、物品の納入先（愛知県内に所在する市の機関に限る。）へ適合車両を使用し、かつエコドライブ（環境に配慮した自動車の運転のことをいう）を実施して物品の納入を行うことをいう。

(グリーン配送に使用する車両)

第2 グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。

- | | |
|---|---------------------|
| (1) 電気自動車 | (2) 天然ガス自動車 |
| (3) メタノール自動車 | (4) ハイブリッド自動車 |
| (5) 低排出ガス車かつ低燃費車 | (6) 燃料電池自動車 |
| (7) 車両総重量 3.5 t 超のガソリン車・LPガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車 | |
| (8) クリーンディーゼル自動車 | (9) プラグイン・ハイブリッド自動車 |
| (10) 低排出ガス車 | (11) 低燃費車 |
| (12) 超低PM排出ディーゼル車 | (13) LPガス貨物自動車 |
| (14) 車両総重量 3.5 t 超の新短期規制適合ディーゼル車 | |
| (15) その他、環境局長が認めるもの | |

注 「車種規制非適合車」とは「自動車 NOx・PM 法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

(基本事項)

第 1 この契約による事務の処理（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 2 乙は、本件業務を履行するに当たり、名古屋市情報あんしん条例（平成 16 年名古屋市条例第 41 号。以下「あんしん条例」という。）、名古屋市個人情報保護条例（平成 17 年名古屋市条例第 26 号。以下「保護条例」という。）その他関係法令を遵守しなければならない。

(適正管理)

第 3 乙は、本件業務に関して知り得た公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）から取得した情報及び委託の趣旨に基づき市民等から取得した情報（これらを加工したものを含み、委託の趣旨に基づき甲に提供される予定のものに限る。以下「取得情報」という。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の取得情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(機密情報の取扱いに関する特則)

第 4 乙は、本件業務を処理するために、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年名古屋市規則第 50 号）第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、取得情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。
2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第 6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。
2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、取得情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。
3 乙は、機密情報の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りではない。

(複写及び複製の禁止)

第 7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、取得情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第 8 乙は、取得情報が記録された資料のうち甲から取得したものを保有する必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。
2 乙は、前項に規定する場合を除き、取得情報を保有する必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(情報の授受)

第 9 取得情報並びに取得情報が記録された資料及び成果物の授受は、すべて甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。

(報告等)

第 10 乙は、甲が取得情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が取得情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。
2 乙は、取得情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第 11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、あんしん条例施行細則及びこれらに基づく諸規程を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。
2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
3 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第 12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
 - (2) 損害賠償を請求すること。
 - (3) 取得情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第2号及び第3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

- 第13 乙は、本件業務が特定個人情報（保護条例第2条第7号に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。
- 2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。
- 3 乙は、第1項及び第2項に規定する事項のほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。

※ 個人番号関係事務の場合は、「第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第2条第13項に規定する個人番号関係事務実施者」に修正する。

(電子情報の消去に関する特則)

- 第14 乙は、甲が所有する記録媒体の廃棄又は賃借している記録媒体の返却に当たり、本件業務により当該記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法によらなければならない。
- 2 乙は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を受けなければならない。